

山梨県総合教育センターにおける感染拡大予防ガイドライン廃止について

新型コロナウイルスの感染症については、5月8日から法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられたことに伴い、ご協力頂いておりました感染拡大予防ガイドラインは廃止となりました。

ただし、各研修室等の定員については、5月8日以降も原則としてコロナ禍定員対応を継続してまいります。

なお、引き続き基本的な感染対策については、個人の判断で講じて頂きますようお願いいたします。